# 固定資産税係からのお知らせ

#### 償却資産の申告について

毎年、賦課期日(1月1日)を基準として事業用の償却資産(事業に使われる構築物や機械・器具・備品)を所有している個人・法人は、1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告をすることが、法律で義務づけられています。

無申告または虚偽の申告をすると、過料や罰金 刑などが科される場合がありますので、必ず申告 を行ってください。

#### 申告書について

前回、申告をした個人・法人の事業主には、申告書用紙を12月下旬に送付します。

申告が必要で、申告書用紙がない場合、町ホームページからダウンロードするか、税務課固定資産税係にご連絡ください。

また、電子申告(eLTAX)も受け付けています。 利用方法は、ホームページで確認してください。 (https://www.eltax.lta.go.jp)

#### 税額

課税対象となる全ての償却資産の課税標準額を 合計した額の 1.4%

※ただし、課税対象となる全ての償却資産の課税標準額の合計価額が150万円未満の場合は免税になり、償却資産に対して固定資産税の課税はありません。

#### 熊本地震に係る特例申告について

熊本地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が、令和3年3月31日までに代替償却資産を取得した場合か、地震により損壊した償却資産を改良した場合には、取得・改良した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4カ年度分の固定資産税に限り、取得・改良した償却資産の課税標準額を2分の1に減額します。

**必要なもの** 熊本地震に係る被災代替償却資産特 例申告書

## 償却資産の申告・特例申告の提出について

提出期限 2月1日(月)

提出先 税務課固定資産税係

提出方法 郵送または窓口に直接提出

法人税・所得税の確定申告とは異なります。 間違いのないよう申告をお願いします。

業種	対象の主な償却資産(例)
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、 応接セット、看板、自動販売機、駐車場 の舗装工事など
農業	田植え機、堆肥舎、サイロ、コンバイン、 脱穀機、耕運機、ブドウ棚など
料理飲食店業	テーブル、いす、厨房用具、冷凍冷蔵庫、 カラオケ機器など
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機、冷蔵機付き も含みます)など
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯 科診療ユニット、ファイバースコープ等)
不動産貸付業	フェンス、駐車場等の舗装、自転車置き場、 門・塀・緑化施設等の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、 ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、 サインポールなど

## 土地利用方法の変更の際には連絡を

固定資産税の課税地目は、登記簿上の地目にかかわりなく、毎年、賦課期日(1月1日)の現況で認定されます。 土地の利用方法を変更した場合は、固定資産税係まで連絡をお願いします。

また、地方税法に基づき、随時、現地調査を行っています。調査の結果、固定資産課税台帳の地目と相違があった場合は、職権で課税地目の変更を行います。

# 建物の取り壊し・所有者変更等をしたら届け出を

建物を取り壊したときは、翌年度からその建物は固定 資産税の課税対象になりませんので、届け出が必要です。

届け出がないと、翌年度からも引き続き課税され ますので、必ず届け出をお願いします。

また、未登記家屋の所有者変更や、建物の増築をした ときも届け出を行ってください。

### 申告書の提出先や届け出先・問

税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380